

こども誰でも通園制度 事例集

令和6年度
こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業より

こどもまんなか
こども家庭庁

こども⁺誰⁺でも
通園制度

はじめに

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、「こども誰でも通園制度」が創設され、令和7年4月より児童福祉法に規定された「乳児等通園支援事業」としての実施がはじまりました。

本制度の実施に向けては、制度の意義や、実施の在り方等について、各事業者はもとより、対応に当たる保育者、制度を地域全体で具体化していく自治体等の参考となる資料として、また、利用するこどもの保護者にも制度の意義や基本的な仕組み等が伝わるように、令和7年3月に「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」（以下、「手引」という）を作成したところです。

今年度より「こども誰でも通園制度」の実施する自治体・事業所をはじめとして、すでに実施している方や現在検討している方に向け、具体的な事例をお示しする資料として本事例集を作成しました。

この事例集では、令和6年度に実施した「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施に向けた試行的事業」に参加した自治体・事業者の事例を、手引の項目に則して、紹介しています。それぞれの地域・事業者の実情を踏まえ、こどものためによりよい制度となるようどういった実施をしていくべきか、検討を進めるうえでの参考となれば幸いです。

2025年7月

こども家庭庁成育局保育政策課

本事例集では、

- ◆ 乳児等通園支援事業のことを、『こども誰でも通園制度』『本制度』と称します。
- ◆ こども誰でも通園制度の実施に関する手引のことを、『手引』と称します。
- ◆ 令和6年度のこども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業のことを、『試行的事業』と称します。
- ◆ 令和5年度の保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業のことを、『モデル事業』と称します。

本事例集の構成

本書の構成は、以下の通りです。

1. **インデックスページ** 手引の項目に応じ、事項別に実践事例を整理
2. **事例紹介**：試行的事業に参加した事業所より、14事例を紹介
3. **自治体基礎情報**：掲載事例の所在する自治体の情報を記載
4. **関連情報**：こども誰でも通園制度関連情報の一覧を掲載

1. インデックスページ

- 様々な施設での実施…………… p.5
- 提供内容…………… p.6
- 通園初期の対応…………… p.7
- 特別な配慮が必要なこどもへの対応… p.8
- 要支援家庭への対応…………… p.8
- 地域の実情に応じた実施…………… p.9
- 他制度との関係…………… p.10

2. 事例紹介

- | | | | |
|---|--------------------------|--------|------|
| ① | むぎのこ児童発達支援センター…………… | (札幌市) | p.12 |
| ② | 地域子育て支援センターゆめふうせん…………… | (栃木市) | p.14 |
| ③ | 松戸市新松戸南部保育所…………… | (松戸市) | p.16 |
| ④ | みくろす…………… | (野田市) | p.18 |
| ⑤ | テnderラビング保育園江古田…………… | (中野区) | p.20 |
| ⑥ | LIFESCHOOL桐ヶ丘こどものもり…………… | (北区) | p.21 |
| ⑦ | 緑ヶ丘幼稚園…………… | (多摩市) | p.22 |
| ⑧ | 石川満枝保育室…………… | (川崎市) | p.23 |
| ⑨ | 宮前区保育・子育て総合支援センター… | (川崎市) | p.24 |
| ⑩ | せんりひじり幼稚園…………… | (豊中市) | p.26 |
| ⑪ | 中比恵ソレイユガーデン保育園…………… | (福岡市) | p.28 |
| ⑫ | あかさかランビニー園…………… | (有田町) | p.30 |
| ⑬ | やまだこども園…………… | (東彼杵町) | p.32 |
| ⑭ | かすみ保育園…………… | (浦添市) | p.34 |

3. 自治体基礎情報

4. こども誰でも通園制度関係情報一覧

様々な施設での実施

※手引ページ9

- こども誰でも通園制度は、事業者にとって、地域全体のこどもの育ちの環境を向上させることの一翼を担うことで、事業者として新たな役割や可能性を見出すことにつながります。
- また、これまでなかった新たな制度を地域で展開していくことのやりがいを感じながら、地域の様々な関係者との連携が新たに生まれたり、関係が深化したりするなど、地域社会とのつながりが深まるなかで、地域のこどもと子育て家庭を支援する社会資源として地域社会において認知され、頼られる存在となることが期待されます。

□ 保育所

- ✓ 要支援家庭への細やかな関わりと支援 …… p.16 (事例3)
- ✓ 制度利用のこどもも在園児と同じリズムで過ごす …… p.20 (事例5)
- ✓ 外国籍児童など、異なる文化的背景を持つこどもの受入れ …… p.21 (事例6)
- ✓ 食育を通じた保護者支援 …… p.28 (事例11)

□ 認定こども園

- ✓ 専用建物で、通園経験の少ないこどもたちにも安心・安全な環境 …… p.18 (事例4)
- ✓ 親子通園によるこどもの不安解消と保護者同士のつながり …… p.26 (事例10)
- ✓ 地域向けの子育て支援事業の併用でこどもと親の成長を支える …… p.30 (事例12)
- ✓ 全職員が自分事として制度の実施を考えている …… p.32 (事例13)

□ 小規模保育事業所

- ✓ 待機児童がいる状況下で、制度の意義を全職員が共通認識 …… p.34 (事例14)

□ 家庭的保育事業所

- ✓ 保護者支援の充実と少人数のメリット …… p.23 (事例8)

□ 幼稚園

- ✓ 預かり保育経験がある保育士を配置し、専用室で安定的に実施 …… p.22 (事例7)

□ 地域子育て支援拠点事業所

- ✓ 併設の認定こども園の保育と連携した、一人ひとりに応じた対応 …… p.14 (事例2)
- ✓ 本体事業の特性を活かした10時間の利用事例 …… p.24 (事例9)

□ 児童発達支援センター

- ✓ 障害の有無に関わらないインクルーシブな受入れ …… p.12 (事例1)

提供内容

※手引ページ10～

- こども誰でも通園制度は、事業の実施主体である市町村から、適切に事業を実施できると認められる者として認可された事業者が行います。
- 実施の意向を固めた事業者は、市町村と相談しながら、開所日数や開所時間、受入れ人数など実施内容や実施方法、職員体制等を検討の上で、認可の申請を行います。
- 事業者が本制度を実施する際には、提供内容に関して、以下の事項について検討します。
 - ①実施方法②受入れ年齢・時間枠等③利用パターン④食事提供
 - ⑤親子通園⑥特別な支援⑦こどもへの関わりや遊びの内容⑧その他

□実施方法 ※手引ページ10

- ✓ 余裕活用型…………… (事例5・6・8)
- ✓ 一般型 (在園児合同) …… (事例2・13)
- ✓ 一般型 (専用室独立) …… (事例4・7・14)

□利用パターン ※手引ページ13

- ✓ 定期利用…………… (事例4・10・11)
- ✓ 柔軟利用…………… (事例3・6・7・8・9)
- ✓ 定期×柔軟利用 …… (事例2)

□食事の提供 ※手引ページ13

- ✓ 食物アレルギー対応…………… (事例2・3)
- ✓ 食育を大切に…………… (事例11)

通園初期の対応

※手引ページ14・27

- 通園を始めるに当たっては、こどもの安全・安心を確保するために、施設と利用者との間で必要な情報を、システムや事前の面談、親子通園等を通じて、把握し共有することが欠かせません。
- 通園初期には、こうして得た情報を活用しながら、こどもが新しい環境に慣れ、安心して過ごすことができるように配慮した受入れを行うことが必要です。特に、慣れるまでに時間がかかるこどもに対してどのようにフォローしていくかという観点について、こども一人ひとりの状況等について、職員間で情報や認識を共有し、対応していくことが求められます。

□ 事前面談 ※手引ページ28

- ✓ 面談の実際①（定期利用の例）……………（事例11・12）
- ✓ 面談の実際②（柔軟利用の例）……………（事例5・6）
- ✓ 面談の実際③（定期×柔軟利用の例）…（事例1・2）

□ 親子通園 ※手引ページ28

- ✓ 初回実施を円滑な利用につなげていく……………（事例2）
- ✓ 一定期間の実施でこどもも大人も安心……………（事例7・10）

□ 子育て支援事業の活用

- ✓ 併設する施設利用からのつながり……………（事例2・9）
- ✓ 子育てサロン等に親子で参加……………（事例10・12）
- ✓ 親子通園がなくても慣れる環境……………（事例12）

□ 保護者とのコミュニケーション

- ✓ 送迎時のやり取りの工夫・留意点……………（事例5・12・14）
- ✓ 保護者同士の関わりも大切に……………（事例4・10）

□ 短時間からの利用

- ✓ 安心感を育む……………（事例4・7・9）

特別な配慮が必要な 子どもへの対応

※手引ページ32

- 子ども誰でも通園制度は、障害等の有無にかかわらず、保育所等に通っていない全ての子どもとその家庭への支援の強化を目的としています。そのため、子どもの発達過程や障害等の状態、保護者の状況を適切に把握し、障害等のある子どもも障害等のない子どもも本制度を利用できるように提供体制を整備していく必要があります。

障害のある子どもの事例……………（事例1）

異なる文化的背景を持つ子どもの事例……（事例6）

要支援家庭への対応

※手引ページ42

- 本制度の創設により、多くの未就園児が通園してくることから、支援を必要としているにも関わらずこれまで把握が困難であった子どもについて、児童虐待の未然防止や要支援児童等の早期発見に結び付けるきっかけとなることが考えられます。また、様々な問題に不安を感じている保護者は、その悩みを他者に伝えることができず、問題を抱え込んでいる場合もあります。

市町村における保護者へのアプローチ ……（事例3・11）

事業者が気になる子ども・保護者を把握した場合のアプローチ
……………（事例9）

- 待機児童が生じている地域においては、保育の受け皿に与える影響を考慮したうえで、保育所等の定員外（一般型）での整備を中心に進めていくことが考えられます。
- 人口減少地域においても、地域内に対象となるこどもが存在する限り、こども誰でも通園制度を利用できる体制整備が必要です。定員充足率が低下している地域においては、既存の保育所等を活用して、実施を積極的に進めていくことが考えられます。
- 必ずしも保育所を中心とした整備を進める必要はなく、それぞれの地域資源を活用した、地域の実情に応じた体制整備を進めることが大切です。
- 本制度の実施に当たっては、更なる保育人材の確保が必要です。都道府県を中心として、保育士・保育所支援センター等を活用して域内の人材確保に努めることが重要です。

待機児童が生じている地域……………（事例4・14）

人口減少地域……………（事例12・13）

自治体の積極的な関与

✓ 事業者間の情報交換など……………（事例1・14）

✓ 研修等学びの場の提供……………（事例13）

他制度との関係

※手引ページ49

- こども誰でも通園制度と一時預かり事業については、主に、①目的・定義面の違い、②給付制度と事業といった制度的な建付けの違いがあります。
 - ①一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、本制度はこどもの育ちを応援することが主な目的です。
 - ②一時預かり事業は「事業」である一方で、本制度は令和8年度から「給付制度」として実施となります。
- 本制度と一時預かり事業を、同一事業所内において一体的に実施する場合、利用者にその利用目的に応じて適切に使い分けいただくことが大事であり、自治体はその点について十分理解した上で、両制度について案内する必要があります。

一方で、本制度と一時預かり事業を併用することもについて、利用する制度が切り替わることにより支援の内容及び大きく変わる事、担当する保育者が変わる事等は望ましいことではなく、こどもの育ちを支える視点から、利用制度が切り替わったとしても一貫した支援を提供できるよう心掛ける必要があります。

一時預かり事業との違いを保護者が理解し使い分け
……………（事例9）

2. 事例紹介

No. 1

北海道 札幌市

むぎのこ 児童発達支援センター

- 児童発達支援センター
- 社会福祉法人
- 一般型（専用室独立実施）
- 定期利用×柔軟利用



特徴

✓ 障害の有無にかかわらず、インクルーシブな受け入れ

基本 情報

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 開所曜日（月火水木金） ■ 開所時間（9時～15時） ■ 利用可能時間（10時間） ■ 定員（3名／1日） ■ 対象年齢（0歳6か月～2歳） ■ 事前面談（有） | <ul style="list-style-type: none"> ■ 親子通園（有） ■ 午睡対応（有） ■ 食事提供（有） ■ アレルギー対応（有） ■ 一時預かり事業実施（無） |
|---|---|

取組①

【丁寧な事前面談】



<ポイント>

- 子どもと保護者に寄り添った情報収集
- 面談を相互理解の第一歩に

<実施概要>

法人の理念としてこれまで家庭支援に力を入れてきた。子どもと保護者の状況を理解し、親子にあった適切な支援を行ううえで、初回面談で安心できるコミュニケーションを重視している。

（具体的な取組の説明）

- 所要時間は1時間程度を見込んでいる。
- 面談対応者は保育士・看護師・栄養士で行い、親子で安心できるように、子ども誰でも通園制度専用の部屋を使っている。その間子どもがお母さんの傍で落ち着いて過ごせるよう、おもちゃや絵本・ふとん（ベビーベット）も用意している。
- 保護者に対する姿勢として『よりそい』保護者の話に耳を傾けることを基本としている。
- 面談を通じて、子どもに関する心配な事・離乳食・食事の様子・アレルギーの有無・睡眠（午睡も含む）・遊びの様子・排泄・病気の有無等を確認し、保護者に関しては子育てで困難と感じていること、特に気になる様子が見られる場合は、家庭状況について聞き取る場合もある。その場合は隣接するクリニックの受診などを伝え、利用できる制度等の情報を知らせることもある。



取組②

【事業所の特性を生かした連携】



＜ポイント＞

- 多職種が連携した関わり
- 地域のつながりを活用した情報共有

＜実施概要＞

併設施設の児童発達支援センターには、OT、PT、ST、看護師など様々な専門職を配置している。また、隣接する法人内の他施設の心理職や医師などの医療も含め、多職種が連携して親子を支えている。

（具体的な取組の説明）

- 障害の有無にかかわらず個人を尊重した過ごし方となるよう、保育士を中心に遊びの環境を整えながら、朝の会・絵本・わらべ歌・様々な活動の設定(さんぽ・毛布ぶらんこ・いないいないばあ遊び)など、発達に合った大人との関わりを大切にしている。
- 保護者に不安がみられる場合には、保護者の話をよく聞き、隣接するクリニックと連携し専門的な支援につなげ、職員間でカンファレンスを行い、市の担当者とも連携しながら親子を支えていく。
- 市が主催する他の事業者との情報交換を通じて、本制度の利用者のニーズやそれぞれの事業の実施方法の工夫の把握ができてきた。利用者への情報提供にもつながるなど、地域連携による情報共有が有効と感じている。

コラム＜札幌市の取組＞

～配慮が必要な子ども・家庭への支援～

«児童発達支援センターでの実施に対する自治体の考え方»

- 児童発達支援センターは発達相談へのノウハウも豊富であるほか、インクルーシブ保育の実現を目指している場合もあり、制度の趣旨にも合致しやすい。

«関係機関との連携の一助に»

- 本制度の利用を通じて、面談や送迎時のやり取りから保護者の困りごとを読み取り、発達相談や療育支援につながったケースがある。
- 市の子育て相談窓口から制度を紹介し利用につながったケースがあり、他の子育て支援事業とあわせて実施することにより、こぼれ落とさない重層的な支援に繋がると考える。

«自治体と事業者の情報交換»

- 自治体と事業者が協力して事業を進めていく必要があるため、情報交換会を開催（令和6年度は2回開催）。
- 運用後の効果や課題の整理だけでなく、アレルギー対応や料金徴収など安全面や実務面の情報共有も行われ、他園の良い点を活かし効果的・効率的な運営につなげる機会になっている。

No. 2

栃木県 栃木市

地域子育て支援 センターゆめふうせん

- 地域子育て支援拠点
- 社会福祉法人
- 一般型（在園児合同）
- 定期利用×柔軟利用



特徴

✓ 併設の認定こども園の保育と連携した、一人ひとりに応じた対応・支援

基本 情報

- | | |
|------------------|----------------|
| ■ 開所曜日（月火水木金） | ■ 親子通園（可） |
| ■ 開所時間（9時～15時） | ■ 午睡対応（有） |
| ■ 利用可能時間（10時間） | ■ 食事提供（有） |
| ■ 定員（6名／1時間） | ■ アレルギー対応（有） |
| ■ 対象年齢（0歳6か月～2歳） | ■ 一時預かり事業実施（無） |
| ■ 事前面談（有） | |

取組①

【認定こども園との連携】



<ポイント>

- 同年齢のクラスでの受入れを基本にしつつ、こどもの状態に合わせ柔軟に対応
- 専任保育士とクラスの保育士の連携による柔軟な対応

<実施概要>

同法人が運営する認定こども園に支援センターが併設され、密接に連携している。

（具体的な取組の説明）

- 拠点となる子育て支援センターでは、遊びに来ている親子と子ども誰でも通園制度で訪れる親子の間に区別は設けず、気軽にふらっと立ち寄れる場所としてカフェを併設している。
そのため、親子での利用に関しては本制度の利用時間にはカウントせず、あくまで自然なかたちで園との関係づくりができるようにしている。
- 「親子で通うこと」を大切にしており、保護者に、子どもが他の子どもや保育者と関わり合う姿を間近で見ってもらうことで、「こんなことができるんだ！」という気づきや喜びを感じてもらえるように工夫している。そうした体験から、育児の眼差しが、「守ってあげなきゃ」という気持ちから、「そっと見守ろう」と、少しずつ変化していく姿が見られる。また、保育者とのちょっとした会話の中で、こどもの面白い行動や成長を面白がることで、「預けること」への不安もやわらぐ姿も見られる。保護者とこどもの日常を一緒に楽しみ、安心して関わっていくことを大切にしている。
- 試行的事業の取組を通じて、本制度は、ただの仕組みではなく、一人ひとりの子どもと親、そして地域の人々とのつながりを大切に育むための「まなざし」そのものだと感じている。



取組②

【保護者支援を意識した取組】



＜ポイント＞

- 保護者が安心して利用したり、相談できるように仕組みの変更やツールの導入を柔軟に実施

＜実施概要＞

「人が大切」という想いを軸に、子どもや保護者をしっかりと受け止めることを大切に様々な取組をしている。

（具体的な取組の説明）

- いつでも安心して通える園を目指し、専用のLINEアカウントを開設し、保護者が気軽に相談できる環境を整えている。
- 本制度の申込みや予約もGoogleフォームやネット予約を活用することで、忙しい毎日の中でも簡単かつスムーズに手続を行えるように工夫した。
- 食物アレルギーのある子どもには、代替食を用意するなど、体質や状況に細やかに対応している。
- 保護者との日々のコミュニケーションや登降園の確認には、登降園アプリを導入。子どもの様子や体調を把握し、より安心して通園できるようにサポートしている。さらに、初めての園生活に不安を感じる保護者のために、初回は親子で一緒に通園する機会も設けている。



コラム＜栃木市の取組＞

～事業者との連携による工夫と課題解決～

＜＜事業者と工夫した利用申し込み方法＞＞

- 市役所で利用の承認を受けてから、利用希望施設の面接を受けに行くという二段階のアクションを必要とせず、利用希望施設での面接の際に、本制度利用の申し込みを併せて行うワンストップの形をとっており、この流れは、本制度を利用するために、小さな子どもを連れて何度も出向く必要があるのでは、子育て世帯の負担になるとの観点から、試行的事業実施園の提案によって実現したもの。

＜＜キャンセル時の対応＞＞

- 対象となる0歳6カ月から3歳未満の子どもは、急な発熱等当日のキャンセルとなることが十分想定されるため、このような避けられない理由で10時間の枠を消費してしまわぬよう、当日キャンセルとなった場合も、利用時間の消化とされない取扱いとしている。

No. 3

千葉県 松戸市

新松戸南部保育所

- 認可保育所
- 松戸市
- 一般型（専用室独立実施）
- 柔軟利用



特徴

✓ 要支援家庭への細やかな関わりと支援

基本情報

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 開所曜日（月火水木金） ■ 開所時間（9時～16時） ■ 利用可能時間（10時間） ■ 定員（10名／1時間） ■ 対象年齢（0歳6か月～2歳） ■ 事前面談（有） | <ul style="list-style-type: none"> ■ 親子通園（可） ■ 午睡対応（有） ■ 食事提供（有） ■ アレルギー対応（有） ■ 一時預かり事業実施（無） |
|---|---|

取組①

【継続した利用につなげる工夫】



<ポイント>

- 関係機関からの情報をもとにした優先的な受入れと状況に応じたきめ細やかな保護者対応

<実施概要>

公立園で実施している強みを生かして、関係機関から紹介される、支援を必要とする家庭の受入れを積極的に行っている。

（具体的な取組の説明）

- 保健師より市へ対応依頼が来たケースについて、市と保育所が調整し利用につなげた。
 例) 「初めての子育て。父親の長期出張の間、一人で子育てすることに母親が強い不安を抱いている」ケースについて、保健師から保育課に連絡が入った。これを受けて、保育課と保育所が相談し、優先的な利用の対象とした。
 父親の出張時期は、保育所が保育課、保護者と相談しながら、10時間を超える利用に関しては一時預かり事業として対応した。
- 地域子育て支援拠点のコーディネーターより市へ対応依頼が来たケースについて、市と保育所が調整し利用につなげた。保育所は定期的に関係機関と情報交換を行った。
 例) 拠点のコーディネーターより「第2子の出産に伴い、上のこどもと下のこども、二人の育児ができない」とノイローゼ気味になっている母親がおり、追加的な支援が必要」との相談を市（こども家庭センター）が受け、保育所と保育課と調整し利用につなげた。
 利用を重ねるうち、母親の表情は明るくなり、保育士にも打ち解けリラックスする姿が見られるようになってきた。保育士は母親の話をたくさん聞き、楽しい会話を心掛けた。
 保育所と拠点及びこども家庭センターが定期的に関係機関と情報交換をし、家庭の様子を見守った。上のこどもは3歳になるまで定期的利用し続け、その後幼稚園へ入園し、下のこどもも6か月になると、子ども誰でも通園制度を利用した。母親の精神状態は少しずつ安定していった。



取組②

【アレルギー食の対応】

<ポイント>

- 安全に食事を提供するための対応

<実施概要>

利用日前日15時まで予約可能であるが、そこで判明するアレルギー食も対応。

（具体的な取組の説明）

- 基本的には入所児童（在園児）に同様のアレルギー対応のこどもがいた場合のみアレルギー食の提供をしている。
- 令和6年度は市独自の「食材確認表」により面接時に食品一つずつを保護者と確認し、自宅で食べたことのない食材については保育所で提供しないという手法をとった。（令和7年度からは生活管理指導表を併用する予定）
- 利用の間隔が一定期間空くため、受け入れる際に毎回利用当日に保護者に給食の食材の確認を行っている。
- アレルギー対応を行うこどもについては「名前」「顔写真」「アレルギー食材」の記載されたプレートを用意し、食事提供の際にどの職員も間違いのないように確認し、誤配・誤食防止を徹底した。

コラム<松戸市の取組>

～様々な手法の実践と家庭支援の取り組み～

«様々な手法で試行的な取り組み実施»

- 支援が必要な家庭のこどもが利用に結び付きやすい体制、レスパイトを求める保護者が利用しやすい条件などを考慮し、以下のような手法を取り入れた。
 1. 市内3つの保健管区に位置する公立園での実施
 - ☞ 支援を必要とする家庭の受入をしやすいように3つの保健福祉センターの管轄エリアに位置する保育施設にて本制度を実施した。
 2. 駅チカ施設での実施
 - ☞ 小規模保育事業所では、比較的駅から近い利便性のよい施設にて実施体制を整えた（※）。
 3. 多様な実施方法での取り組み
 - ☞ 公立3園では一般型の「専用室独立実施」「在園児合同」、民間小規模保育事業所においては一般型、及び余裕活用型という様々な手法で取り組んだ。
 - ※ 駅チカの「余裕活用型」では定員が早期に埋まったため、実質的には受入れができなかった。

«関係機関との連携» ※関係機関 = 主に子ども家庭センター・地域子育て支援拠点等

1. 年度当初に関係機関向けに事業概要のチラシやFAQを配付し説明を行った。
2. 「要支援家庭」への対応について、関係機関と保育課で情報共有を行った。
3. 関係機関から「連絡票」が送付された場合は「要支援家庭」として、連携しながら対応した。

«利用状況に応じたフォローアップ体制»

利用状況については、保育課が逐次把握している。利用対象年齢であるにもかかわらず、利用しなくなった家庭については、保育施設への入園の状況や、転出等の状況を確認し、必要に応じて利用施設と情報共有を図り、支援が必要な状況を見逃さないようにした。

No. 4

千葉県 野田市

みくろす

- 幼保連携型認定こども園
- 学校法人
- 一般型（専用室独立実施）
- 定期利用×柔軟利用



特徴

✓ 専用建物で、通園経験の少ない子どもたちにも安心・安全な環境を提供

基本情報

- | | |
|------------------|----------------|
| ■ 開所曜日（月火水木金） | ■ 親子通園（可） |
| ■ 開所時間（9時～14時） | ■ 午睡対応（有） |
| ■ 利用可能時間（10時間） | ■ 食事提供（有） |
| ■ 定員（8名／1日） | ■ アレルギー対応（有） |
| ■ 対象年齢（0歳6か月～2歳） | ■ 一時預かり事業実施（有） |
| ■ 事前面談（有） | |

取組①

【専用園舎で安心を確保】



<ポイント>

- こども園園庭に面し、外遊びも充実
- 相談室併設の専用建物

<実施概要>

こどもや保護者にとって安心・安全な環境となるよう、こども誰でも通園制度専用建物を建て、相談室も設置。

（具体的な取組の説明）

- 就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、園の園庭の一角に専用建物を建てた。こどもの様子を見ながら、園庭などで在園児との関わりも持つことができる。
- 通常の保育室とは独立しているため、年度途中の利用開始児がいても、在園児の保育に支障が出ない環境を構成。
- 育児休業中の在園児の弟妹利用も多く、兄姉が様子を見に来たり、園庭などで自然と異年齢の関わりができています。
- 専用建物には、相談室もあるため、保護者の育児相談や、子育て支援の事業展開も実施可能。
- 認定こども園の経験豊富な保育士も携わる形で、園独自で子育て交流企画を月に2-3回行っている。園と接点がなかった保護者とのつながりも増えており、地域における園の認知度は上がっている。

取組②

【短時間・定期利用を推奨】



＜ポイント＞

- 基本利用時間を幼稚園枠と同じ時間に設定
- 毎週定期利用とし、こどもの育ちをサポート

＜実施概要＞

園に少しずつ慣れてもらうために、利用当初の通園時間を短くし、こどもの状況に合わせて利用時間を設定している。

専任の保育士が常駐し、毎週固定の曜日／時間の利用を基本にしている。

（具体的な取組の説明）

- 園の環境に慣れるため、短時間からの利用を導入している。具体的には、初日（1週目）は1時間、2日目（2週目）は2時間、3日目（3週目）は給食提供も含む3時間とし、利用開始月の月末となる4日目（4週目）に通常保育と同一の利用としている。
- 当法人内の小規模保育事業の運営経験を活かし、家庭的で温かみのある空間を構成。こどもたちが好きな遊びを選択できる環境も取り入れ、対象月齢のこどもが同じ空間で過ごしている。最大3名の保育者で8名のこどもを受け入れている。毎週同じ曜日及び時間枠（9時～14時）の利用を基本としている。
- 定期利用を推奨することで、こどもの育ちを定点観測することができ、成長の記録も在園児に近い形で記載できている。
- 保護者とも毎週のお迎えの際の声掛け等で、関係性も良好。隣接する相談室で、育児に関する相談にも応じている。

コラム＜野田市の取組＞

～年度途中で待機児童が発生する状況を考慮～

- 本市では、私立保育所の整備や定員の弾力化の活用により、待機児童の解消に努めており、令和3年から令和6年にかけて、4年連続で4月1日時点での待機児童ゼロを達成している。しかしながら、年度当初の待機児童を解消できたとしても、年度末に向けて待機児童が増加していくことが課題となっている。
- そのような課題がある中、待機児童の解消が優先であり、保育所での試行的事業の実施は難しいと考えていたところ、野田地区私立幼稚園協会の2事業者から実施の意向が示されたため、本制度実施の協議を行った。協議を重ねた結果、当該事業者は、認定こども園の安定した運営実績と熱意を有し、本制度実施の場所と保育者の確保も可能であったことから、市が本制度を実施することとなった。
- 市としては、実施に当たり、就学前教育・保育施設整備交付金を活用することで、事業所の新設等の整備を進め、こどもが安心できる場所を確保できる一般型（専用室独立実施）で実施するとともに、保育者とこどもの関係構築を重視して定期利用を中心に本制度を開始している。

No. 5

東京都 中野区

テnderラビング 保育園江古田

- 認可保育所
- 株式会社
- 余裕活用型
- 定期利用



特徴

✓ 子ども誰でも通園制度利用の子どもも在園児と同じリズムで過ごす

基本 情報

- 開所曜日（月火水木金）
- 開所時間（9時～16時）
- 利用可能時間（10時間超）
- 定員（1名／1時間）
- 対象年齢（0歳児）
- 事前面談（有）
- 親子通園（可）
- 午睡対応（有）
- 食事提供（有）
- アレルギー対応（無）※持参のみ対応可
- 一時預かり事業実施（無）

取組①

【在園児も安心して過ごせる環境】



<ポイント>

- 生活リズムを在園児と同じに
- 在園児の保護者の不安解消

<実施概要>

在園児も本制度利用の子どもも、双方が安心して利用できるよう、本制度利用の保護者には、在園児と同じ生活リズムで過ごす利用枠の設定である旨説明している。また、受入れクラスの保護者に対しても本制度の趣旨や受入れ方について説明を行ったうえで実施している。

（具体的な取組の説明）

- 基本的な利用時間を在園児と同じ生活リズムとなるよう設定し、趣旨を保護者に伝え、無理のない範囲で9:30頃までの登園をお願いした。
- 事前面談により、ある程度家庭の状況や本制度を利用するきっかけや意向を把握しているため、保護者が安心して子どもを通わせられるよう、受入れ時は朝のヒアリング、お迎え時は日中の様子についての伝達を丁寧に行っている。
- 本制度の実施にあたり、0歳児クラスの保護者から「在園児をしっかり見てもらえないのでは」というような不安が出てくるかもしれないと考え、保護者へは個別に、園長から本制度の趣旨について丁寧な事前説明を行った。実施について保護者からは快く受け入れられ、試行的事業の実施期間の終了する3月末までクレーム等はなかった。また、保護者へ説明を行う際は、担任のほか、主任・看護師・フリーの職員が適宜入ることにより、安定した保育を行うことを伝えた。

No. 6

東京都 北区

LIFESCHOOL 桐ヶ丘こどものもり



- 認可保育所
- 社会福祉法人
- 余裕活用型
- 柔軟利用

特徴

✓ 外国籍児童など、異なる文化的背景を持つこどもの受入れ

基本情報

- 開所曜日（月火水木金）
- 開所時間（8時30分～17時）
- 利用可能時間（10時間）
- 定員（9名／1時間）
- 対象年齢（0歳6か月～2歳）
- 事前面談（有）
- 親子通園（可）
- 午睡対応（有）
- 食事提供（有）
- アレルギー対応（有）
- 一時預かり事業実施（有）

取組①

【余裕活用型・在園児といっしょに】



<ポイント>

- 積極的な広報で余裕を活用
- 事前面談と広い芝生の園庭

<実施概要>

都内に位置しながらも、立地的な課題から、0歳児を除き定員の空きが慢性的に生じており、余裕活用型で実施している。従来より様々な子育て支援を地域に対して実施している。

（具体的な取組の説明）

- 園のHPや区の案内（連絡アプリ）を通じて、子ども誰でも通園制度について積極的に広報し、本制度のリーチに積極的に取り組んだ。また独自にチラシを作成し、近隣保育所や児童館等にも設置した。
※ 0歳児については、定員が9月には埋まったため、募集を停止。
- 事前面談を主任保育士等の経験豊富な者が行き、一人ひとりについて十分に把握したうえで、きめ細やかな対応をしている。
- 都内としては広い園庭があり、年齢に合わせ木製遊具などで環境構成し、遊びを展開させている。
- 平日は子育てサロンを開放し、本制度を含めて地域に向けた事業を積極的に実施している。

取組②

【異なる文化的背景を持つ子どもへの対応】



<ポイント>

- 宗教食等きめ細やかな対応
- 多文化交流の促進

<実施概要>

近くに外国籍の家庭が多く、園児の約1/3は異なる文化的背景を持つ子どもたち。

（具体的な取組の説明）

- 保護者が日本語が得意でないケースが多く、本制度を含め、日本語での申込や書類提出等が困難な場合がある。このため、国の補助金も活用し、週2回通訳と契約して対応している。
- 宗教食（ハラル）に対応している。
- 園としても、幼いころから様々な国の文化に親しむことを大切にしている。

No. 7

東京都 多摩市

緑ヶ丘幼稚園



- 幼稚園
- 学校法人
- 一般型（専用室独立実施）
- 柔軟利用

特徴

✓ 預かり保育経験がある保育士を配置し、専用室で安定的に実施

基本情報

- 開所曜日（月火水木金）
- 開所時間（8時30分～16時30分）
- 利用可能時間（10時間超）
- 定員（12名／1時間）
- 対象年齢（1歳半～2歳）
- 事前面談（有）
- 親子通園（可）
- 午睡対応（可）
- 食事提供（有）※弁当持参
- アレルギー対応（有）
- 一時預かり事業実施（無）

取組①

【充実した幼児教育の提供】



<ポイント>

○子どもの育ちに着目したプログラム

<実施概要>

園の環境を生かした内容を提供するとともに、専用室で安定的な受入れを確保している。

（具体的な取組の説明）

- 当園の特色である充実した教育内容や充実した施設設備が整備されており、在園児と一緒に手遊びや歌、体操等を楽しみながら過ごすことができる。
- また、一般型（専用室独立）での実施のため、年間を通して安定して一定の人数に対応できる体制を整えている。

取組②

【預かり保育の経験を活かした取組】



<ポイント>

○満3歳児クラス経験者の活用

<実施概要>

プレ保育や満3歳児クラスにおける経験が園としてあり、保育士資格を持つ担当が配置されることで、子ども誰でも通園制度も対応が可能となっている。

（具体的な取組の説明）

- 低年齢児が早く幼稚園に慣れることができるように、はじめのうちは親子通園や短時間での利用など、子どもの特性に合わせきめ細く対応することで、保護者もより安心して利用することができる。

No. 8

神奈川県 川崎市



石川満枝保育室

いしかわ みつえ

- 家庭的保育事業所
- 個人立
- 余裕活用型
- 柔軟利用

特徴

✓ 保護者支援の充実と少人数のメリット

基本情報

- 開所曜日（月火水木金）
- 開所時間（9時15分～11時15分/14時～16時）
- 利用可能時間（10時間）
- 定員（1名/1日）
- 対象年齢（0歳6か月～2歳）
- 事前面談（有）
- 親子通園（無）
- 午睡対応（無）
- 食事提供（無）
- アレルギー対応（無）
- 一時預かり事業実施（無）

取組①

【保護者への丁寧な関わり】



<ポイント>

- 家庭的な環境を生かした保護者とのコミュニケーション

<実施概要>

在園児の顔見知りやきょうだい児等の利用が多いことに加えて、少人数の環境であることから保護者との信頼関係を築きやすい特徴を生かして、丁寧な関わりを大切にしている。

（具体的な取組の説明）

- 利用者の多くが在園児の顔見知りやきょうだい児等であり、保護者が安心感をもって利用しはじめることや、本体事業の定員が3名と少なく、預け入れやお迎えの際に保護者と会話しやすい環境であることを生かし、保護者への関わりを丁寧に行っている。こどもの育ちや育児について会話する機会が作りやすいことで、保護者の育児に対する不安や孤立等の精神的ストレスの緩和に繋がった。

取組②

【利用の頻度や年齢に合わせた環境】



<ポイント>

- 家庭的保育の良さを生かした受入れ
- 1日1名定員

<実施概要>

家庭的保育事業が少人数の保育であるとともに、保育環境が家庭に近いと、落ち着いた受入れが可能。

（具体的な取組の説明）

- 大きな集団の保育施設に比べ、家庭的保育事業という少人数で、一般家庭に近い落ち着いた環境であり、在園児童との年齢差もあまりないことから、新たに子ども誰でも通園制度を利用することの受入れはスムーズに行えた。また、在園児の生活リズムに合わせた利用をお願いし、週1回利用であれば1か月ほどで慣れることができた。

No. 9

神奈川県 川崎市

宮前区保育・子育て 総合支援センター

- 地域子育て支援拠点
- 川崎市
- 一般型（専用室独立実施）
- 柔軟利用



特徴

✓ 本体事業の特性を活かした10時間の利用事例

基本 情報

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 開所曜日（月火水木金） ■ 開所時間（9時～12時/13時～16時） ■ 利用可能時間（10時間） ■ 定員（9名／1時間） ■ 対象年齢（0歳6か月～2歳） ■ 事前面談（有） | <ul style="list-style-type: none"> ■ 親子通園（可） ■ 午睡対応（無） ■ 食事提供（無） ■ アレルギー対応（無） ■ 一時預かり事業実施（有） |
|--|---|

取組①

【総合拠点における実施】



<ポイント>

○ 保育と子育ての拠点

<実施概要>

「地域の子ども・子育て支援」「民間保育所等への支援」「公・民保育所人材育成」の3つの機能を集約した拠点として、各区に1箇所の保育・子育て総合支援センターを整備し、先進的な取組を実施している。保育所（一時預かり事業を含む）と地域子育て支援センターが同施設内に併設されている強みを生かして、柔軟に連携。



（具体的な取組の説明）

- 地域子育て支援拠点で実施することにより、地域子育て支援拠点利用者も日常の利用の際に子どもへの関わりや遊びの様子を見ることができると、安心して子ども誰でも通園制度を利用することができる。また、子どもにとっても日常的に利用している施設であることから、不安感の軽減にもつながっている。
- 保育所併設施設であるため、本制度利用のこどもの特性に応じて、在園児と交流を行うなど、柔軟な保育の実施が可能となっている。
- 施設の特徴として、保育士のほか、看護師・栄養士も常駐していることから、子育てに関する幅広い相談に対して、適時適切な対応が可能となっている。必要に応じて関係機関につなぐことができるよう、子育て支援における連携体制を構築している。

取組②

【一時預かり事業との関係】



<ポイント>

- 目的によって使い分け
- 短時間利用のメリット

<実施概要>

月10時間までの中で1時間単位で柔軟に利用できる本制度と、原則1日単位で長時間の預かりができる一時預かり事業があり、それぞれの特性を生かした使い分けが行われている。



（具体的な取組の説明）

- 自宅以外の環境に慣れていない子どもも、短時間の利用から徐々に慣れていく中で、年齢の近い子ども同士の関わりを楽しんだり、保育者と一緒に様々な遊びを楽しんだりするなど、家庭とは違う環境ならではの経験を得られることを、保護者も実感している。
- 利用が進むにつれて、本制度と一時預かり事業の趣旨の違いを保護者も実感し、利用の目的に応じて、それぞれを使い分けるようになってきている。
- また、趣旨を理解した利用が広がることで、子どもの発育状況や関わり方についてアドバイスを受ける機会にもつながっている。

コラム <川崎市の取組>

～事業の継続実施によるノウハウの蓄積～

- 地域の子育て家庭に対する事業については、利用に繋げるためのアプローチや支援の必要な家庭の見立て、関係機関との連携等の取組など、通常保育とは違ったスキルが求められることも多いことから、これまで担当者の個人的力量によるところが大きかった。モデル事業の実施を機に、相談から支援に繋げるまでのフロー、相談記録の様式、連携判断の基準等を整備し、市内で業務の平準化が図れるよう取組を進めてきた。
- 試行的事業においては、モデル事業で作成した上記のフロー、様式、基準等を活用し、本制度の利用者に気になる様子が見受けられた際に関係機関との円滑な連携体制を構築するとともに、利用定員に緊急対応枠を設け、子ども家庭センター等の関係機関から依頼を受けて本制度の受入れを実施できるようにする等、相互に連携を行う体制を整えた。

No.10

大阪府 豊中市



せんりひじり幼稚園

- 幼保連携型認定こども園
- 学校法人
- 一般型（専用室独立実施）
- 定期利用

特徴

✓ 親子通園による、こどもの不安解消と保護者同士のつながり

基本情報

- 開所曜日（火木金）
- 開所時間（9時～14時）
- 利用可能時間（10時間）
- 定員（10～15名／1日）
- 対象年齢（2歳）
- 事前面談（有）
- 親子通園（可）
- 午睡対応（無）
- 食事提供（有）※弁当持参
- アレルギー対応（有）
- 一時預かり事業実施（有）

取組①

【一定期間親子通園を利用】



<ポイント>

- 親子通園を事業開始時に行うことでこどもの集団生活への導入や保護者の養育力の向上を図る

<実施概要>

最初の1か月は親子通園を実施し、慣れてきた頃に親子分離を実施している。こどもたちは、保育者や保育室に慣れたころに分離するため、いきなり親子分離するよりも安心して過ごすことができている。また、保護者も保育室で過ごすこどもの様子がわかり、親子分離後も安心して、通わせることができている。

（具体的な取組の説明）



- 幼保連携型認定こども園として実施している事業の中で地域子育て支援事業をはじめとした親子を対象とした事業を数多く実施し、培ったノウハウから親子通園をすることの重要性を理解し、子ども誰でも通園制度でも実施している。
- 定期的に通う中で、はじめは興味が向かなかったり、できなかつたりしたことにも、意欲をもって挑戦していけるよう見通しを持った関わりや活動の設定をしており、次に通園することを楽しみにする姿も着実に見られるようになってきている。
- 本制度で実施される各プログラムへのこどもの向き合い方を保護者と共有するほか、家庭でのこどもの様子の変化などの聞き取りを実施している。
- 遊びコーナーでこどもを遊ばせながら親同士が子育ての情報交換をしたり、親子でふれあい遊びを通して家での遊びのヒントを伝えたり、おやつタイムに保育者からのこどもの発達の話やアタッチメントの話をするなど子育てで大切なことを伝えたりしている。

取組②

【コミュニケーションの場として】



<ポイント>

- 保護者同士の関係づくりや情報交換を促進することで子育ての孤立感の解消につながる

<実施概要>

子どもの成長の上で自我が育つ時期に保育者が子どもに関わる姿をモデルとして、子どもと楽しく向き合いながら子育てができるような情報を提供するほか、他の家庭と共に育てる子育て仲間として支え合う関係性を構築できるような場を設ける。



（具体的な取組の説明）

- 本制度で保護者同士が交流できるよう「ママのおしゃべりタイム」や「親子ふれあいタイム」といった保護者同士が交流できる機会を設けることで日々の子育てのしんどさや悩みを出し合う中で、他の子育て家庭も同じような悩みを持っていることを知り、子育ての孤独感の解消につながっている。
- また、本制度のこどもの送迎時に担当者からこどもの姿が様々な成長につながっていることを時間をかけて丁寧に伝えることで、保護者は子どもを自ら成長する存在として肯定的に観ることができるようになり、子育てへの考えの変化や負担感の軽減につながることができたほか、保護者自身が子育ての喜びや難しさを語り合う仲間ができたことで、ゆとりをもって子育てができるようになった。

コラム <豊中市の取組>

～地域の課題を制度活用によって改善～

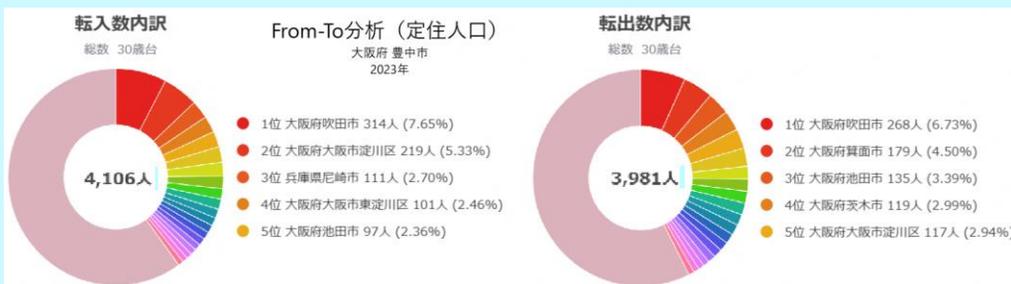
転出入による人口変動が多い市のため、新たな生活環境の中で子育ての環境が孤立しやすい場合がある。本制度を実施し、子育て環境の向上に寄与することができた。

（利用者の声）

- ・週に1回程度という回数が、生活リズムやライフスタイルに合っていて使いやすかった。
- ・自宅で保育をしていると不安なことも多かったので、本制度により園と繋がっていることで心強い存在になりありがたかった。

	0歳	1歳	2歳	左記のうち本事業対象児童数
令和6年度4月時点の年齢別人口（人）	2,847	3,040	3,192	4,422
令和6年度の誰でも通園の利用児童延べ数（人）				1,599

※豊中市における年齢別人口と誰でも通園の利用実績報告から抜粋



※RESASの豊中市における2023年の30歳代の転出入数から抜粋

No.11

福岡県 福岡市

中比恵ソレイユ ガーデン保育園

- 認可保育所 ※R7より保育所型認定こども園に移行
- 社会福祉法人
- 一般型（専用室独立実施）
- 定期利用



特徴

✓ 食育を通じた保護者支援

基本 情報

- 開所曜日（月水木金）
- 開所時間（8時30分～16時30分）
- 利用可能時間（10時間超）
- 定員（12名／1日）
- 対象年齢（0歳6か月～2歳）
- 事前面談（有）
- 親子通園（可）
- 午睡対応（有）
- 食事提供（有）
- アレルギー対応（有）
- 一時預かり事業実施（無）

取組①

【保育所の特性を生かした食育】



<ポイント>

- 食育は個別対応
- 実際に保護者に見てもらうことが大事

<実施概要>

一人ひとり発育状況に応じた食育を大切にしている。保護者には実際の食べる場面に立ち会ってもらい、こどもの育ちを実感できるようにしている。

（具体的な取組の説明）

- モデル事業及び試行的事業を通じて、未就園児家庭の食に課題があり、保護者の悩みであることが確認された。離乳食を進める時期に、こどもの歯の生え方や噛む力に応じて、食事の形態を調整できていないことが、家庭でこどもが食が進まない要因の一つとなっていることから、給食の時間に保護者にも来てもらい、実際にそのこどもの成長に適した食事の形態等を保護者に見てもらうなど、保育所の特性を生かした支援を行っている。
- 週1回定期的に通園するため、回を重ねるごとにこどもが意欲的に食べるようになる様子が保護者に伝わりやすい。
- アレルギー対応は、チェック表を保護者に渡すだけでなく、事前面談も兼ねた親子通園時に、「こんな食材が給食で出るので家でも食べさせてくださいね」という声かけをしながら、アレルギーに関する医師の診断や指示、食品の摂取状況などを保護者とともに確認した。
- また、「偏食が減った」「よく食べるようになった」との声が保護者からも聞かれ食育の成果を感じ嬉しく思う。



取組② 【保護者との信頼関係構築】



＜ポイント＞

- まずは、保護者の子育てを受け止める
- 助言は信頼関係ができてから

＜実施概要＞

保護者への丁寧な関わりを通じて信頼関係を築くことで、こどもの育ちを支える関係に。

（具体的な取組の説明）

- こどもとの関係構築の近道は、保護者の信頼を得ることと考えている。事前面談を兼ねた親子通園時には保護者のこどもへの関わり方や接し方を確認している。モデル事業から実施してきた中で、まずは、保護者のやり方を受け止めるようにしている。
- 保護者とのコミュニケーションを取るために、連絡帳を使用しているが、連絡帳には保護者の共感が得られるように「こどもができるようになったこと」を中心に書くようにしている。こどもの成長を実感できるようになると、園と保護者との信頼関係が深まり、結果、保育士からの助言を保護者が参考にすることも増え、「保育士さんから教えてもらったことを家でもやってみます」といった声も保護者から多く聞かれた。

コラム＜福岡市の取組＞

～地域の家庭の実情を踏まえた取り組み～

＜＜障害児の受入れ＞＞

- 障害児は優先利用者となっており、一般の方に先行し申込期間が設けており、実施事業所は障害児を中心に考えて、利用を調整することが可能である。また、市独自に障害児の受入れ加算を設けている。

＜＜食の支援＞＞

- こどもの食育を重視する観点から、試行的事業では給食の提供を必須としている。
- 上記の観点から、利用方法については、定期利用を基本とした。また利用枠についても、1回4時間以上8時間以内の利用時間とし、一時預かり事業も活用した継続的な利用を促している。

＜＜要支援家庭等へのアプローチ＞＞

- 母子保健担当部署と事前に協議を重ね、担当者が該当家庭を支援する際に利用勧奨を行うようにした。また、実施事業所とも該当家庭を支援している担当課や担当者を共有し、必要時、連携が図れる体制を整えた。
- また、支援が必要な家庭の発見にもつながるように、実施事業所にも「連絡なく、利用がなかった場合には必ず保護者に連絡する」ように伝え、気になる家庭があった場合には市担当課にも情報共有するように周知している。

＜＜人材確保＞＞

- 市独自に家賃や奨学金返済に関する補助を実施。
- 保育士の負担を軽減し、人材確保につなげるため、保育補助者の雇用費の助成事業を実施。

No.12

佐賀県 有田町

あかさかランビニー園

- 幼保連携型認定こども園
- 社会福祉法人
- 余裕活用型
- 定期利用



特徴

✓ 地域向けの子育て支援事業の併用で子どもと親の成長を支える

基本情報

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 開所曜日（月火水木金） ■ 開所時間（8時30分～16時30分） ■ 利用可能時間（10時間超） ■ 定員（2名／1時間） ■ 対象年齢（0歳6か月～2歳） ■ 事前面談（有） | <ul style="list-style-type: none"> ■ 親子通園（無） ■ 午睡対応（有） ■ 食事提供（有） ■ アレルギー対応（有） ■ 一時預かり事業実施（有） |
|---|---|

取組①

【親子通園がなくても慣れる環境】



<ポイント>

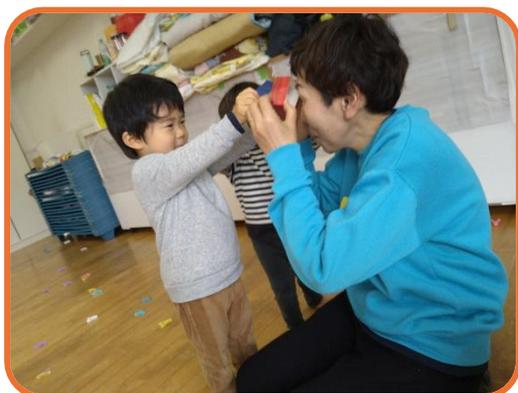
- 園の他事業との連携

<実施概要>

月1～2回の、自園での子育てサロンの実施によって、親子と園の交流が図れている。

（具体的な取組の説明）

- 子育てサロンの併用や園の行事への参加など積極的に声をかけ、親子での利用や保護者との交流の機会を設けている。子どもにとって、身近な場所となり、子ども誰でも通園制度利用にあたって不安を解消しやすくなっている。
- 毎日の送迎の際に、保護者と他愛もない話も含め積極的に話すようにし、話しやすい関係づくりを心掛けている。





取組②

【在園児との関わりや育ちの共有】

<ポイント>

- 同年齢の子どもとの関わりを大切にする
- 子どもの育ちを保護者と喜び合う

<実施概要>

子ども同士の関わりや年齢に応じた遊びや生活を通じて、利用することの姿に変化が見られたことを保護者と共有してよろこびあうとともに、地域の関係者の連携を強化して子どもの育ちを支えていくことにもつなげていく。



（具体的な取組の説明）

- 事前面談では、離乳食がなかなか進まないと聞いていた子どもが、給食の時間に、在園児が食べているおかずを同じように食べたことをきっかけに離乳食相談に繋がった。今ではたくさんのもものが食べられるようになるとともに言葉がはっきりと出てくるようになった。保健師も以前から支援している家庭であったが、今回の本制度利用をきっかけに保護者・園・町保育担当・町保健師で面談を実施し、お互いに情報交換しながら子どもの育ちを支えていくことを確認しあい、保護者も快く受け入れた。
- 同年代の他の子どもと関わる機会が得づらい中で、本制度を利用したことにより、他の子ども達との関わりを通じて社会性の発達が促されたり、園での多様な経験を、子ども自身が保護者に伝えたい気持ちが芽生えたことから、言葉を発する機会が増えたりする姿がみられるようになってきた。子どもの育ちを保護者共有しながら喜び合うとともに、こうした経験が親子の良い関係性づくりにもつながっていくことを、園だけでなく保健師、町の保育担当者など地域の関係者で手ごたえを感じている。

コラム <有田町の取組>

～一時預かり事業との関係～

- 本制度の利用をきっかけに通園の機会をさらに持ちたい家庭に対して、町内全園で実施している一時預かり事業（一般型）との接続を行うなど、園の協力を得て事業実施を行った。
- 利用料が既存の入所者利用者負担や一時預かり事業よりも高額にならないよう調整したが、値下げした部分は町が独自補助事業を設け園に対して補助を行った。
- 本制度に関わり、地域の子どもの育ちの支援という新たな役割を担ってもらうことで、少子化により園の経営や職員の継続雇用が厳しくなる中で、職員の活躍の場を確保している。

No.13

長崎県 東彼杵町

やまだこども園

- 幼保連携型認定こども園
- 社会福祉法人
- 一般型（在園児合同）
- 定期利用×柔軟利用



特徴

✓ 全職員が自分事として子ども誰でも通園制度の実施を考えている

基本情報

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 開所曜日（月火水木金） ■ 開所時間（9時～16時） ■ 利用可能時間（10時間） ■ 定員（1名／1時間） ■ 対象年齢（0歳6か月～2歳） ■ 事前面談（有） | <ul style="list-style-type: none"> ■ 親子通園（可） ■ 午睡対応（有） ■ 食事提供（有） ■ アレルギー対応（有） ■ 一時預かり事業実施（有） |
|--|---|

取組①

【自主性を重視した保育環境】



<ポイント>

○ 子どものやりたい！を尊重する

<実施概要>

計画通りに活動を行うだけでなく、子どもたちがそれぞれの興味関心事に応じて活動に取り組めるように保育を大切にしている。一人ひとりのペースで活動できる保育の環境のため、本制度の利用のこともスムーズに入っている。

（具体的な取組の説明）

- 日頃から、あらかじめ決まった活動を中心にするのではなく、一人ひとりの興味関心を大事にする保育をしている。
- 本制度利用の子どもも在園児の遊ぶ様子を見ているうちに自分から遊びだしたり、在園児が同じ遊びをしようと関わっていく姿がみられるなど、子ども同士が自然に触れ合う中で、在園児も本制度利用の子どもも楽しく過ごすことができている。
- 食事面でも、家庭で手づかみ食べをしていた本制度利用の子どもが通園を重ねる中で、スプーンを使う・食器を押さえて食べるなど同じ年頃の在園児の真似をする姿が見られるようになっている。こうした子どもの姿を共有しながら、保護者と成長を喜び合う場面も増えている。



取組② 【職員・保護者の連携】



＜ポイント＞

- 定期的なミーティングで情報共有
- 月1回の保護者面談

＜実施概要＞

本制度の計画と記録についても、本制度担当者とクラス担当が定期的にミーティングを行うことで職員間の情報共有を行っている。
保護者とのコミュニケーションを通じてこどもの支援計画を作成。

（具体的な取組の説明）

- 本制度利用のこどもの支援計画を立てたり、保護者の子育てに対する思いを聞きくことにより、その思いを汲んだうえで送迎時や面談時に園での様子を伝えることを意識するようになった。本制度はこどもの育ちの支援であり、保護者支援でもあるという意識で本制度に取り組むようになった。保護者からの感謝の言葉は、やりがいに繋がっている。
- 保育士自身が保育を楽しみ、管理者を含めた全体ミーティングで本制度について情報共有している。本制度利用のこどもと保護者の様子や利用のこどもと在園児への配慮などを定期的に共有することを通じて、より無理なく合同の保育を行うかなど、全職員が意見を出し合いながら、実践を積み重ねている。
- 町職員も交え、「こどもにとってどうなのか」を保護者の思いを受け止めながら本制度ならではの独自の支援計画や記録を作成している。また、毎月月末には保護者と面談を行い、保護者の思いを尊重し、その子に合った「ねらい」を翌月に設定し取り組んでいる。



コラム＜東彼杵町の取組＞

～保育人材への町としての支援～

- 保育人材確保のために町独自で保育士の宿舍借り上げ支援事業を実施している。常勤の若手保育士の家賃補助を5年を上限に行っている。要件が見合えば、この対象者に、本制度従事者も加えている。
- 令和5年度より町主催で保育士研修を実施し保育士の資質向上に取り組んでいる。町には民間事業所しかないが、事業所全体の保育士等を対象に、毎年テーマを変えワークショップ形式で実施。町内全体での資質向上と課題となり得る対策などの統一化が狙えるほか、他園の保育士等と交流や情報共有をすることで視野が広がり自園の保育を見直すきっかけを得たり、保育士同士に横のつながりができたりしている。
研修内容について、毎年、保育士の困り感をヒアリングし、園からの相談内容を考慮しながらテーマ設定をしている。
令和6年度は、本制度に特化したものではないが、本制度を利用する保護者の中には、発達の遅れを気にしていたり病院で他児との関わりを勧められたケース等があったこともあり、『関わり方の難しいこどもについて』というテーマで研修を実施している。

No.14

沖縄県 浦添市

かすみ保育園



- 小規模保育事業所 A 型
- 特定非営利法人
- 一般型（専用室独立実施）
- 定期利用 × 柔軟利用

特徴

✓ 待機児童がいる状況下で、子ども誰でも通園制度の意義を全職員が共通認識

基本情報

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 開所曜日（月火水木金） ■ 開所時間（9時～17時） ■ 利用可能時間（10時間） ■ 定員（3名／1時間） ■ 対象年齢（0歳6か月～2歳） ■ 事前面談（有） | <ul style="list-style-type: none"> ■ 親子通園（可） ■ 午睡対応（有） ■ 食事提供（有） ■ アレルギー対応（可） ■ 一時預かり事業実施（有） |
|--|---|

取組①

【小規模保育の特性を生かして】



<ポイント>

- 在園児保育と融合した空間づくり
- 送迎時の細やかな対応

<実施概要>

小規模園ではあるが、補助金を活用し、施設を改修して専用室を作り、専用室でありながら在園児とシームレスに関われるよう工夫。

小規模園であるがゆえの、送迎時の丁寧な保護者へのアプローチを行っている。



（具体的な取組の説明）

- 生活リズムや登園時間が異なる子どもを受け入れても、在園児の保育に支障が出ないよう、専用室を増築し、専用の玄関も設置した。一方で、在園児と本制度を利用する子どもが互いに関心を持てるよう、園児の目線の高さに合わせて扉の一部をガラスにし、お互いの顔や様子が見えるよう工夫した。
- 本制度の利用者は月に3回程度の通園にとどまるため、保護者とのやり取りは連絡帳ではなく、送迎時に子ども同士の関わりの様子を見ながら、その日の家庭での様子の聞き取りや、園でどのように過ごしていたのか、具体的な様子を保護者に直接伝えるなど、対面でのコミュニケーションを中心にしている。気になる点がある場合には、保護者との信頼関係の構築状況や心理的な配慮を踏まえたうえで、丁寧に対話を行うよう心がけている。

取組②

【地域の課題とのバランス】



<ポイント>

- 未就園児家庭への支援の必要性を認識

<実施概要>

待機児童が多い地域（全国ワースト8）ではあるが、これまで支援が行き届いていなかった家庭の支援をする必要があるとの意識を、施設の職員と自治体担当者がともに強く持っている。

（具体的な取組の説明）

- 令和5年度より一時預かり事業（一般型）を実施している。その中で、地域で家庭保育をしている子育て世帯が感じている孤立感や負担感を、職員が実際に目の当たりにし、未就園児家庭への支援の必要性を強く認識した。当初は大変さも予想されたが、支援にやりがいを感じる職員が次第に増えていき、市からの後押しもあったことから、「R6より試行的事業に挑戦したい」という声が上がリ、県内で最初の実施事業所となり、他の事業者をけん引する存在になっている。



コラム <浦添市の取組>

～事業者とともに、制度の意義を共有しながら～

<<事業者間の情報交換を促進>>

- 今回の小規模保育事業所での取組とは別に、地域における未就園児への支援として、認定子ども園では法律上の義務である子育て支援事業を実施している。これに関連して、認定子ども園の子育て支援の担当者を対象に、月に1回、会議を開催し、好事例の共有などを行っており、未就園児家庭への支援の土台が地域内で既に構築されている。このような背景から、公立認定子ども園では、子育て支援事業を利用している保護者を試行的事業の対象とすることで、保護者・園双方にとって無理のない形で、円滑に事業を開始することができた。

<<待機児童対策と子ども誰でも通園制度の事業化の両立>>

- 待機児童がいる状況下での実施となるため、市としては「一般型」での実施を推奨しており、増築等の整備が必要であれば保育所等改修費等支援事業などを積極的に活用している。（令和6年度は2か所で実施）

<<開かれた取組>>

- 本制度を実施しようとする事業所がある場合には、先行して実施している事業所を見学できるような市の担当者が調整するなど、好事例の横展開がしやすい体制を整えている。また、本制度は、事業所の未就園児家庭への支援に対する考え方や姿勢によって取組内容や保護者への対応に差が生じる可能性があるとして認識している。そのため、実施事業所同士の交流や意見交換、市の取組に対するフィードバックの場を積極的に設け、地域全体で本制度に対する理解を深めるとともに、支援の質の向上にも努めている。

自治体基礎情報

自治体基礎情報

※令和6年度実績

※人口規模・本制度対象児童数は、令和6年4月1日時点

北海道札幌市

人口規模	1,953,592人
本制度対象児童数	約13,000人
登録児童数	625人
月の受入定員総数	35人
利用児童延べ数	950人
実施個所数	15か所
実施事業所類型	認可保育所、2か所 小規模保育事業所A型、5か所 幼保連携型認定こども園、3か所 保育所型認定こども園、4か所 児童発達支援センター、1か所
受入対象年齢	0歳6か月～満3歳未満
実施方法	一般型（在園児合同）・一般型（専用室独立実施）、余裕活用型
利用方法	定期×柔軟
利用時間上限	月10時間
利用可能日時	9:00-17:30の間で事業所による ※平日を基本とし、土曜日可の事業所もあり
利用料	300円（1時間） ※別途実費徴収あり
計画・記録作成有無	事業所により様々
事前面談有無	有り
親子通園可否/有無	可能/有り
食事提供可否/有無	可能/一部有り ※持参も可能
午睡対応有無	有り
障害児受入可否/有無	可能/有り
医療的ケア児受入可否/有無	不可
要支援家庭受入可否/有無	可能/無し
指導監督員配置有無	無し
一時預かり事業実施有無	一部有り
一時預かり事業併用可否/有無	可能/有り

栃木県栃木市

人口規模	153,828人
本制度対象児童数	933人
登録児童数	199人
月の受入定員総数	33人程度
利用児童延べ数	537人
実施個所数	10か所
実施事業所類型	認可保育所、1か所 幼保連携型認定こども園、6か所 地方裁量型認定こども園、1か所 地域子育て支援拠点、2か所
受入対象年齢	0歳6か月～満3歳未満
実施方法	一般型（在園児合同）、一般型（専用室独立実施）、余裕活用型
利用方法	定期×柔軟
利用時間上限	月10時間 ※10時間超の利用希望は一時預かり事業
利用可能日時	曜日は、月曜～金曜日 時間は事業所により様々 ※8時30分～17時の間で、事業所による
利用料	300円～800円（1時間）※事業所による
計画・記録作成有無	※事業所による
事前面談有無	有り
親子通園可否/有無	可能/有り
食事提供可否/有無	可能/一部有 ※持参も一部可能
午睡対応有無	一部有り
障害児受入可否/有無	可能/無し ※事業所による 要相談
医療的ケア児受入可否/有無	不可
要支援家庭受入可否/有無	可能/無し
指導監督員配置有無	無し
一時預かり事業実施有無	一部有り
一時預かり事業併用可否/有無	可能/有り

自治体基礎情報

※令和6年度実績

※人口規模・本制度対象児童数は、令和6年4月1日時点

千葉県松戸市

人口規模	498,344人
本制度対象児童数	3,669人
登録児童数	284人
月の受入定員総数	33人
利用児童延べ数	2,320人
実施箇所数	5か所
実施事業所類型	認可保育所、3か所 小規模保育事業所A型、2か所
受入対象年齢	0歳6か月～満3歳未満
実施方法	一般型（在園児合同）、一般型（専用室独立実施）、余裕活用型
利用方法	柔軟
利用時間上限	月10時間 ※10時間超の利用希望は一時預かり事業
利用可能日時	曜日は、月曜～金曜日 時間はどの事業所も同じ ※9時～16時
利用料	300円（1時間）※減免あり
計画・記録作成有無	有り
事前面談有無	有り
親子通園可否/有無	可能/有り
食事提供可否/有無	可能/有り
午睡対応有無	有り
障害児受入可否/有無	可能/無し
医療的ケア児受入可否/有無	不可
要支援家庭受入可否/有無	可能/有り
指導監督員配置有無	無し
一時預かり事業実施有無	一部有り
一時預かり事業併用可否/有無	可能/有り

千葉県野田市

人口規模	153,656人
本制度対象児童数	1,236人
登録児童数	160人
月の受入定員総数	65人
利用児童延べ数	653人
実施箇所数	2か所
実施事業所類型	幼稚園（施設型給付を受ける）、1か所 幼保連携型認定こども園、1か所
受入対象年齢	0歳6か月～満3歳未満
実施方法	一般型（専用室独立実施）
利用方法	定期×柔軟
利用時間上限	月10時間 ※10時間超の利用希望は一時預かり事業
利用可能日時	月曜日～金曜日 9時～14時
利用料	100円（1時間）
計画・記録作成有無	有り
事前面談有無	有り
親子通園可否/有無	可能/有
食事提供可否/有無	一部可/一部有り
午睡対応有無	有り
障害児受入可否/有無	可能/無し
医療的ケア児受入可否/有無	可能/無し
要支援家庭受入可否/有無	可能/無し
指導監督員配置有無	無し
一時預かり事業実施有無	有り
一時預かり事業併用可否/有無	可能/有り

自治体基礎情報

※令和6年度実績

※人口規模・本制度対象児童数は、令和6年4月1日時点

東京都中野区

人口規模	338,800人
本制度対象児童数	80人 ※都の事業を活用し、月の上限を区独自で160時間に設定した上で、子ども誰でも通園制度利用対象児童数を設定。
登録児童数	21人
月の受入定員総数	7人
利用児童延べ数	10人
実施個所数	2か所
実施事業所類型	認可保育所、2か所
受入対象年齢	0歳6か月～1歳児クラス相当の子ども
実施方法	余裕活用型
利用方法	定期
利用時間上限	一人1日あたり7時間まで ※月あたりの利用可能回数は事業所による ※月10時間超の利用は都事業
利用可能日時	曜日は、月曜日から金曜日まで 時間は、午前9時から午後4時まで
利用料	300円（1時間） ※利用者の同意を条件に、実費の上乗せ徴収を認める。ただし、給食費は1回300円、副食費は1回100円を基本とする。
計画・記録作成有無	有り
事前面談有無	有り
親子通園可否/有無	可能/無し
食事提供可否/有無	可能/有り
午睡対応有無	有り
障害児受入可否/有無	可能/無し
医療的ケア児受入可否/有無	不可
要支援家庭受入可否/有無	可能/無し
指導監督員配置有無	無し
一時預かり事業実施有無	無し
一時預かり事業併用可否/有無	可能/無し

東京都北区

人口規模	358,516人
本制度対象児童数	3,000人
登録児童数	116人
月の受入定員総数	351人
利用児童延べ数	182人
実施個所数	2か所
実施事業所類型	認可保育所、2か所
受入対象年齢	0歳6か月～満3歳未満
実施方法	余裕活用型
利用方法	柔軟
利用時間上限	月10時間
利用可能日時	曜日は、月曜～金曜日 時間や開所曜日は事業所により様々 ※8時30分～17時の間で、事業所による
利用料	300円（1時間）※給食代等は除く
計画・記録作成有無	有り
事前面談有無	有り
親子通園可否/有無	可能/有り
食事提供可否/有無	可能/有り
午睡対応有無	有り
障害児受入可否/有無	可能/無し
医療的ケア児受入可否/有無	不可
要支援家庭受入可否/有無	可能/無し
指導監督員配置有無	無し
一時預かり事業実施有無	有り
一時預かり事業併用可否/有無	可能/無し

自治体基礎情報

※令和6年度実績

※人口規模・本制度対象児童数は、令和6年4月1日時点

東京都多摩市	
人口規模	148,107人
本制度対象児童数	688人
登録児童数	276人
月の受入定員総数	32名×月当たり実施日数
利用児童延べ数	749人
実施個所数	4か所
実施事業所類型	幼稚園（施設型給付を受けない）、1か所 幼稚園（施設型給付を受ける）、1か所 認可保育所、2か所
受入対象年齢	0歳6か月～満3歳未満
実施方法	一般型（専用室独立実施）、余裕活用型
利用方法	柔軟
利用時間上限	月10時間 ※10時間超の利用希望は都事業
利用可能日時	曜日は、月曜～金曜日 時間は事業所により様々 ※8時30分～17時30分の間で、事業所による
利用料	275円（1時間）
計画・記録作成有無	有り ※事業所による
事前面談有無	有り
親子通園可否/有無	可能/有り
食事提供可否/有無	可能/事業所による
午睡対応有無	有り
障害児受入可否/有無	可能/有り
医療的ケア児受入可否/有無	可能/無し
要支援家庭受入可否/有無	可能/有り
指導監督員配置有無	無し
一時預かり事業実施有無	有り
一時預かり事業併用可否/有無	可能/事業所による

神奈川県川崎市	
人口規模	1,548,254人
本制度対象児童数	12,437人
登録児童数	1,191人
月の受入定員総数	3,424人
利用児童延べ数	8,122人
実施個所数	45か所
実施事業所類型	認可保育所、29か所 認可外保育施設、6か所 幼稚園型認定こども園、3か所 小規模保育事業所A型、1か所 小規模保育事業所B型、1か所 小規模保育事業所C型、1か所 家庭的保育事業所、1か所 幼稚園（施設型給付を受ける）、2か所 地域子育て支援拠点、1か所
受入対象年齢	0歳6か月～満3歳未満
実施方法	一般型（在園児合同）、一般型（専用室独立実施）、余裕活用型
利用方法	定期・柔軟（施設ごとに異なる）
利用時間上限	月10時間
利用可能日時	事業所により様々 ※平日を基本とし、土曜日可の事業所もあり ※7時30分～19時の間で、事業所による
利用料	300円程度（1時間）※事業所による
計画・記録作成有無	一部有り
事前面談有無	有り
親子通園可否/有無	可能/一部有り
食事提供可否/有無	可能/一部有り
午睡対応有無	一部有り
障害児受入可否/有無	可能/一部有り
医療的ケア児受入可否/有無	公立保育所のみ可能/無し
要支援家庭受入可否/有無	可能/一部有り
指導監督員配置有無	有り
一時預かり事業実施有無	一部有り
一時預かり事業併用可否/有無	可能/一部有り

自治体基礎情報

※令和6年度実績

※人口規模・本制度対象児童数は、令和6年4月1日時点

大阪府豊中市

人口規模	405,989人
本制度対象児童数	4,422人
登録児童数	157人
月の受入定員総数	115人（7月～3月まで）
利用児童延べ数	1,599人（7月～3月まで）
実施個所数	5か所
実施事業所類型	幼保連携型認定こども園、3か所 幼稚園型認定こども園、1か所 認可保育所、1か所
受入対象年齢	0歳6か月～満3歳未満
実施方法	一般型（専用室独立実施）
利用方法	定期利用（柔軟利用も一部あり）
利用時間上限	月10時間 ※10時間超の利用希望は一時預かり事業
利用可能日時	曜日は、月曜～金曜日 時間は、9時～13時の間のうち2時間30分程度（事業所による）
利用料	300円（1時間）
計画・記録作成有無	有り
事前面談有無	有り
親子通園可否/有無	可能/有り
食事提供可否/有無	可能/一部有り
午睡対応有無	無し
障害児受入可否/有無	可能/無し
医療的ケア児受入可否/有無	可能/無し
要支援家庭受入可否/有無	可能/無し
指導監督員配置有無	無し
一時預かり事業実施有無	有り
一時預かり事業併用可否/有無	可能/有り

福岡県福岡市

人口規模	1,645,863人
本制度対象児童数	17,097人
登録児童数	760人
月の受入定員総数	931人
利用児童延べ数	17,765人
実施個所数	33か所
実施事業所類型	認可保育所、6か所 小規模保育事業所A型、14か所 認可外保育施設、2か所 保育所型認定こども園、6か所 企業主導型保育施設、1か所 幼稚園（施設型給付を受けない）、1か所 幼稚園（施設型給付を受ける）、1か所 幼保連携型認定こども園、2か所
受入対象年齢	0歳6か月～満3歳未満 （年度途中で3歳になった場合は年度末まで利用可）
実施方法	一般型（専用室独立実施）、余裕活用型
利用方法	定期
利用時間上限	月40時間 ※10時間超の利用は一時預かり事業
利用可能日時	1回4時間以上8時間以内で園が定めた利用時間 ※平日を基本とし、土曜日可の事業所もあり
利用料	原則300円（1時間）※事業所による
計画・記録作成有無	有り ※計画作成は実施事業所による。
事前面談有無	有り
親子通園可否/有無	可能/一部有り
食事提供可否/有無	可能/有り
午睡対応有無	有り
障害児受入可否/有無	可能/有り
医療的ケア児受入可否/有無	可能/実施事業所による
要支援家庭受入可否/有無	可能/有り
指導監督員配置有無	有り
一時預かり事業実施有無	一部有り
一時預かり事業併用可否/有無	可能/有り

自治体基礎情報

※令和6年度実績

※人口規模・本制度対象児童数は、令和6年4月1日時点

佐賀県有田町	
人口規模	18,675人
本制度対象児童数	36人
登録児童数	16人
月の受入定員総数	20人
利用児童延べ数	307人
実施個所数	2か所
実施事業所類型	幼保連携型認定こども園、1か所 保育所型認定こども園、1か所
受入対象年齢	0歳6か月～満3歳未満 ※3歳到達以降は一時預かり事業で受入
実施方法	余裕活用型
利用方法	定期
利用時間上限	月56時間 ※10時間超の利用は一時預かり事業
利用可能日時	曜日は、月曜～金曜日 8時30分～16時30分の間で最大7時間
利用料	週1回利用5,000円/月 週2回利用9,000円/月
計画・記録作成有無	有り
事前面談有無	有り
親子通園可否/有無	不可
食事提供可否/有無	可能/有り
午睡対応有無	有り
障害児受入可否/有無	可能/無し
医療的ケア児受入可否/有無	可能/無し
要支援家庭受入可否/有無	可能/無し
指導監督員配置有無	無し
一時預かり事業実施有無	有り
一時預かり事業併用可否/有無	可能/有り

長崎県東彼杵町	
人口規模	7,382人
本制度対象児童数	49人
登録児童数	14人
月の受入定員総数	3人
利用児童延べ数	45人
実施個所数	2か所
実施事業所類型	幼保連携型認定こども園、1か所 保育所型認定こども園、1か所
受入対象年齢	0歳6か月～満3歳未満
実施方法	余裕活用型
利用方法	定期×柔軟
利用時間上限	月10時間 ※10時間超の希望は一時預かり事業
利用可能日時	曜日は、月曜～金曜日 時間は事業所により様々 ※9時～16時の間で、事業所による
利用料	300円（1時間）
計画・記録作成有無	有り
事前面談有無	有り
親子通園可否/有無	可能/有り
食事提供可否/有無	可能/有り
午睡対応有無	可能/有り
障害児受入可否/有無	可能/無し
医療的ケア児受入可否/有無	不可
要支援家庭受入可否/有無	可能/無し
指導監督員配置有無	無し
一時預かり事業実施有無	有り
一時預かり事業併用可否/有無	可能/有り

自治体基礎情報

※令和6年度実績

※人口規模・本制度対象児童数は、令和6年4月1日時点

沖縄県浦添市

人口規模	114,825人
本制度 対象児童数	812人
登録児童数	64人
月の受入定員総数	64人
利用児童延べ数	321人
実施個所数	7か所
実施事業所類型	小規模保育事業所A型、2か所 事業所内保育事業所、1か所 公立幼保連携型認定こども園、4か所
受入対象年齢	0歳6か月～満3歳未満
実施方法	一般型（専用室独立実施）
利用方法	定期×柔軟
利用時間上限	月10時間 ※10時間超の希望は一時預かり事業
利用可能日時	曜日は、月曜～金曜日 時間は、9時～17時 ※事業所ごとによる
利用料	350円（1時間）
計画・記録作成 有無	無し
事前面談有無	有り
親子通園 可否/有無	可能/有り
食事提供 可否/有無	可能/有り
午睡対応有無	有り
障害児受入 可否/有無	可能/無し
医療的ケア児受入 可否/有無	不可
要支援家庭受入 可否/有無	可能/無し
指導監督員配置 有無	無し
一時預かり事業 実施有無	有り
一時預かり事業 併用可否/有無	可能/有り

こども誰でも通園制度関係情報一覧

※こども家庭庁ホームページ内『こども誰でも通園制度』のページに、以下掲載

【2025.6 末時点】

・ こども誰でも通園制度について | こども家庭庁

- こども誰でも通園制度総合支援システムポータルサイト
- 誰でも通園制度紹介動画
- こども誰でも通園制度の実施状況 ※随時更新予定



《実施に関する手引等》

- こども誰でも通園制度の実施に関する手引
- 利用者向けリーフレット
- 事業者向けリーフレット

《通知等》

- 【実施要綱】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について
- 【通知】乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて
- 【通知】乳児等通園支援事業の認可等について

《会議等》

- こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（R6）
- こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会（R5）

《調査研究》

- こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業の実施に関する調査研究（概要版）
- こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業の実施に関する調査研究（報告書）
- こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業の実施に関する調査研究（報告書別冊）

こども誰でも通園制度 事例集

～令和6年度 こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業～

令和7（2025）年7月
こども家庭庁成育局保育政策課